

日本農林規格の制定、改正について



2023年2月10日

農林水産省
新事業・食品産業部

日本農林規格の制定、改正について



- JASについては、「日本農林規格の制定・見直しの基準」(令和4年8月29日日本農林規格調査会決定)により制定・見直し内容の妥当性を判断。
- 今回の調査会では、上記の基準に照らして妥当と考えられる①「廃食用油のリサイクル工程管理の日本農林規格」及び「フードチェーン情報公表農産物の日本農林規格」の制定②「日持ち生産管理切り花の日本農林規格」、「畳表の日本農林規格」及び「生産情報公表養殖魚の日本農林規格」の改正について審議。

1 新たに制定するJAS

- (1) 廃食用油のリサイクル工程管理の日本農林規格
- (2) フードチェーン情報公表農産物の日本農林規格

2 改正を行うJAS

- (1) 日持ち生産管理切り花の日本農林規格
- (2) 畳表の日本農林規格
- (3) 生産情報公表養殖魚の日本農林規格

1 日本農林規格の制定について



（１）廃食用油のリサイクル工程管理の日本農林 規格案



廃食用油のリサイクル工程管理の日本農林規格について



現 状

- 廃食用油をリサイクルした油脂（再生油脂）は、環境問題対応や持続的で環境に優しい、再生可能な原材料を使用するなど、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組みを背景に、国内外において需要が高まることが予想。
- 国内における、外食産業や食品事業者等からの事業系廃食用油は、年間約40万トン排出され、そのうち9割が回収されて、飼料、燃料及び工業製品の原材料としてほぼ全量を再利用。
- 廃食用油をリサイクルする製造プロセスや品質などについては、業界の自主的なガイドラインや手引きで示してきたものの、各事業者独自の回収・再生に関するノウハウに依存しているのが実態であることから、必要な工程を経ない粗悪品も流通。



規格の概要

- 廃食用油を原材料として再生油脂を製造する事業者（回収業者及び再生業者）のリサイクル工程管理について規定。

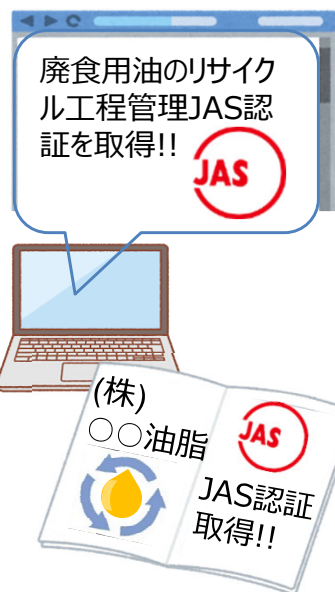


効 果

- BtoB取引において、JAS認証によって良質な再生油脂を提供できる事業者であることを、ユーザー側が容易に評価することが可能。
- 廃食用油の価格が高騰する中、再生油脂の需要拡大を見据え、良質な再生油脂を安定的に供給することによって、環境問題対応や持続可能な社会に貢献。

廃食用油のリサイクル工程管理の日本農林規格の概要について

トレーサビリティが確保されていない廃食用油及び異物の混入がないよう、**廃食用油を原材料とした再生油脂を製造するリサイクル工程を管理。**



施設等

- ・汚染，流出及び混入を防止できる回収用及び保管用容器
- ・飛散流出しない運搬車両

管理

- ・回収した廃食用油のトレーサビリティの確保
- ・必要な工程管理及び定期的な検証・改善
- ・従事者等に対する管理

施設等

- ・廃食用油を加熱処理及び加熱後の処理をする設備
- ・汚染，流出及び混入を防止できる貯蔵用及び保管用の容器
- ・汚染なく清浄な運搬車両

管理

- ・加熱処理及び遠心分離、ろ過等による処理
- ・処理する廃食用油のトレーサビリティの確保
- ・必要な工程管理及び定期的な検証・改善
- ・混入がないよう保管・出荷
- ・従事者等に対する管理

これらの要求事項を満たした回収業者及び再生業者は、HP、チラシ等にJASマークを貼付し、BtoB取引において良質な再生油脂を提供できることをアピール可能。

(2) フードチェーン情報公表農産物の日本農林 規格案



フードチェーン情報公表農産物の日本農林規格について



現 状

- 「農産物の生産者情報や流通情報を知りたい。」という消費者ニーズと、「流通行程における適切な管理が見える化して付加価値の向上につなげたい。」という事業者ニーズが存在。
- 海外市場では、日本産であることの疑わしい農産物が出回っている事例があることから、日本製品のブランド形成や、輸出の商談に当たって不利益を被っているところ。
- 農産物の生産から販売までの一貫したデータ情報連携基盤「スマートフードチェーンプラットフォーム(SFP)」が構築され、社会実装を予定。



規格の概要

- 農産物の出荷時の品質を維持するために、出荷から小売店等における入荷までの流通行程管理基準（温度、湿度、衝撃等）を品目（レタス、メロン、ぶどう）ごとに規定。
- 流通行程管理基準の適用状況を含む、農産物の履歴、適用、移動及び所在に係る情報「フードチェーン情報」について、記録、保存及び公表するための要求事項を規定。



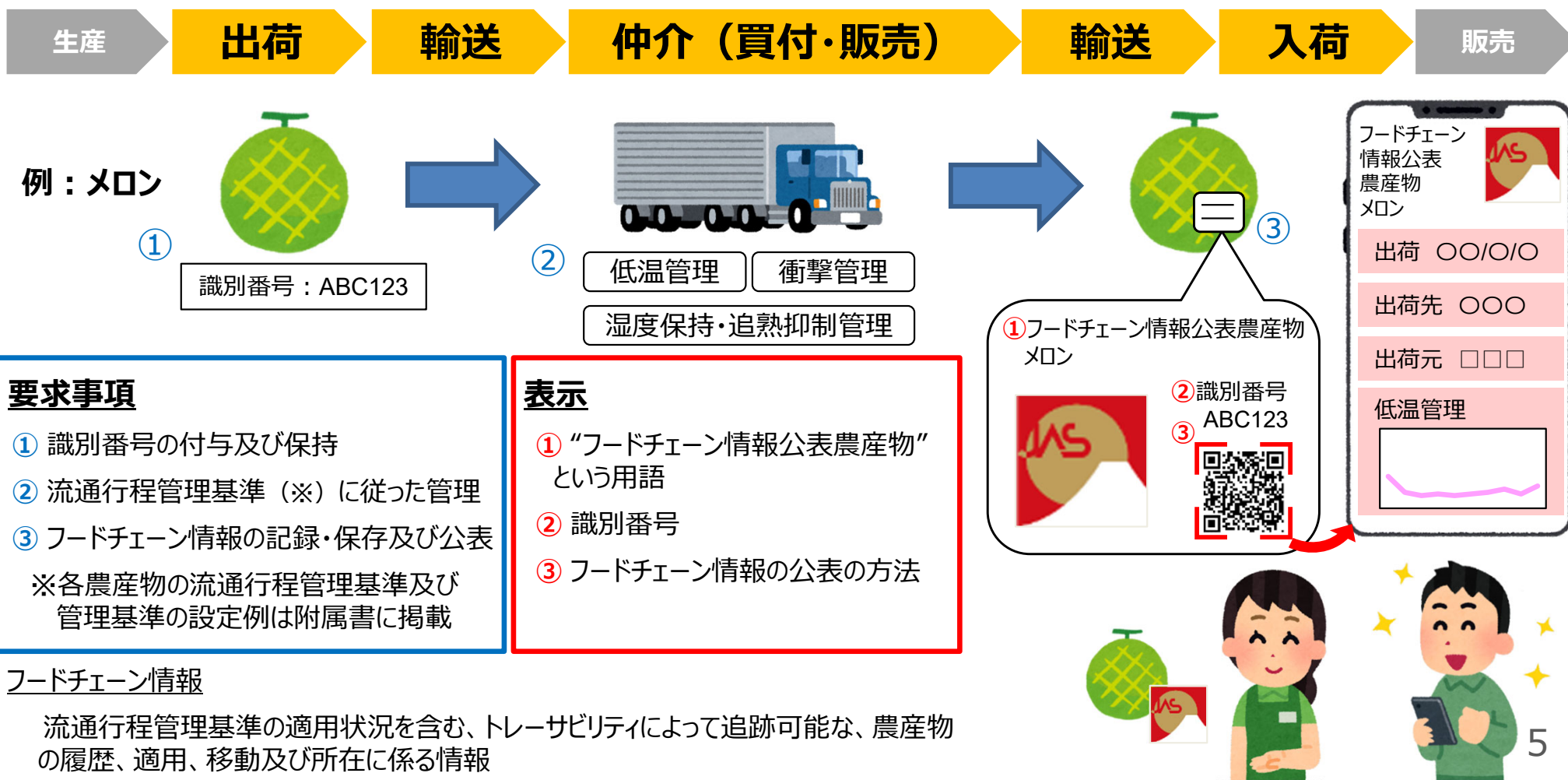
効 果

- SFPの社会実装の推進として本JASが活用されることにより、当該農産物の「フードチェーン情報」が公表・見える化され、消費者ニーズと事業者ニーズがマッチング。
- 国内需要のみならず、海外市場における日本製品のブランド形成や、輸出の商談に活用。

フードチェーン情報公表農産物の日本農林規格の概要について

- 農産物の品質を維持するために**流通行程を適切に管理**し、流通行程管理基準の適用状況を含む「**フードチェーン情報**」を記録、保存及び公表した製品にJASマークを貼付可能。
- JASマークとともに表示される識別番号や二次元コードを利用して、消費者がフードチェーン情報を確認することで、**事業者の適切な管理や産地情報**が見える化。

フードチェーン



スマートフードチェーンプラットフォーム（SFP）の概要



スマートフードチェーンプラットフォームとは



- スマートフードチェーンプラットフォームは、入口（生産）から流通を経て、出口（販売・消費）までの情報を連携・集積し、生産の高度化、販売における付加価値向上、流通最適化等を可能とするデータ連携基盤



2 日本農林規格の改正について



（１）日持ち生産管理切り花の日本農林規格 の改正案



日持ち生産管理切り花の日本農林規格について

- 日持ち性の良い切り花への消費者ニーズが高いことから、国産切り花の日持ち性を向上させる生産段階の指標を規格化した日持ち生産管理切り花の日本農林規格を平成30年3月に制定。
- 一方で、制定から現在に至るまで、認証機関となり得る団体が存在せず、認証の実績がない状況。
- このことから、今般、申出者であるMPSジャパン株式会社が認証を行っている「リレフレッシュネス（花き日持ち品質管理認証制度）生産部門」よりも上の基準に引き上げる改正を行い、認証機関の確保及び事業者の認証を目指す。また、併せて、平準化JASから特色JASに変更。
- 併せて、JASの国際規格との連動性、規格の検索性・利便性向上のため、他のJASと同様にISOの様式作成の手引きを考慮して作成されたJIS Z 8301に従い様式を改正。

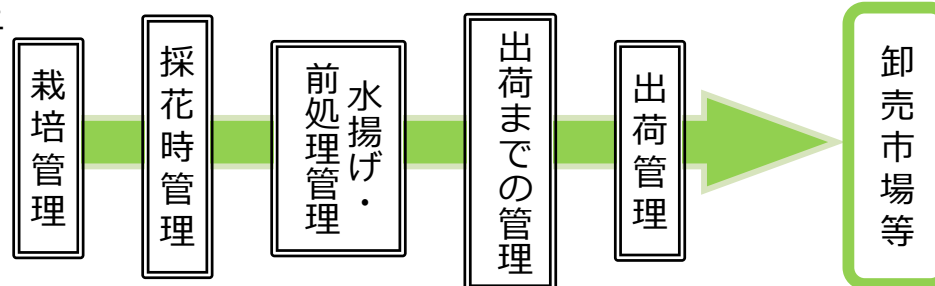
規格の概要

リレフレッシュネス



リレフレッシュネス よりも上の基準に改正

切り花の老化を促進する原因（エチレングス、糖質不足、水揚げ不良）を取り除くための管理方法、適切な品質保持剤の使用等を追加



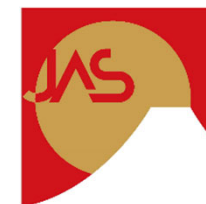
切り花の生産状況

生産の状況	R1年度	R2年度	R3年度
生産数量(万本)	348,200	325,200	324,900
作付面積(ha)	13,800	13,410	13,280

平準化JASから特色JASへ変更



平準化JAS



特色JAS

日持ち生産管理切り花の日本農林規格について



改正の概要

項目	改正後	改正前
栽培管理	ほ場の除草、清掃、 <u>たばこの煙の管理</u> 、気温の管理	ほ場の除草、清掃、気温の管理
採花時の管理	強光下での作業・しおれた花きの採花の禁止、 <u>切り花の適正な気温での保管、水揚げまでの時間の管理、品質保持剤の適用</u>	強光下での作業・しおれた花きの採花の禁止
水揚げ及び前処理の管理	水道水等の清澄な水の使用 <u>及び交換</u> 、品質保持剤の適用	<u>清潔な状態での実施</u> 、水道水等の清澄な水の使用、品質保持剤の適用
採花から出荷前までの管理	作業場の清掃、 <u>たばこの煙の管理、気温の管理、出荷前の予冷並びに</u> 保管中の気温及び時間の管理	作業場の清掃、 <u>作業中及び</u> 保管中の気温及び時間の管理
出荷管理	輸送手段、気温及び時間の管理、湿式輸送における品質保持剤の適用	輸送手段、気温及び時間の管理、湿式輸送における品質保持剤の適用
保守点検	機械及び器具の点検、冷蔵保管場所の管理、器具の <u>洗浄及び乾燥並びに清潔な場所での保管</u>	機械及び器具の点検、冷蔵保管場所の管理、器具の <u>消毒及び清潔な状態の維持</u>
表示	(削除)	<u>出荷年月日を記載</u>
附属書A	<u>品質保持剤リストを規定</u>	<u>参考として技術的基準を掲載</u> ※

赤字下線部分を追加

青字下線部分を削除

※ 技術的基準は、他のJASと同様、規格とは別に制定されており、規格への掲載は不要であるため、今回の改正において削除。

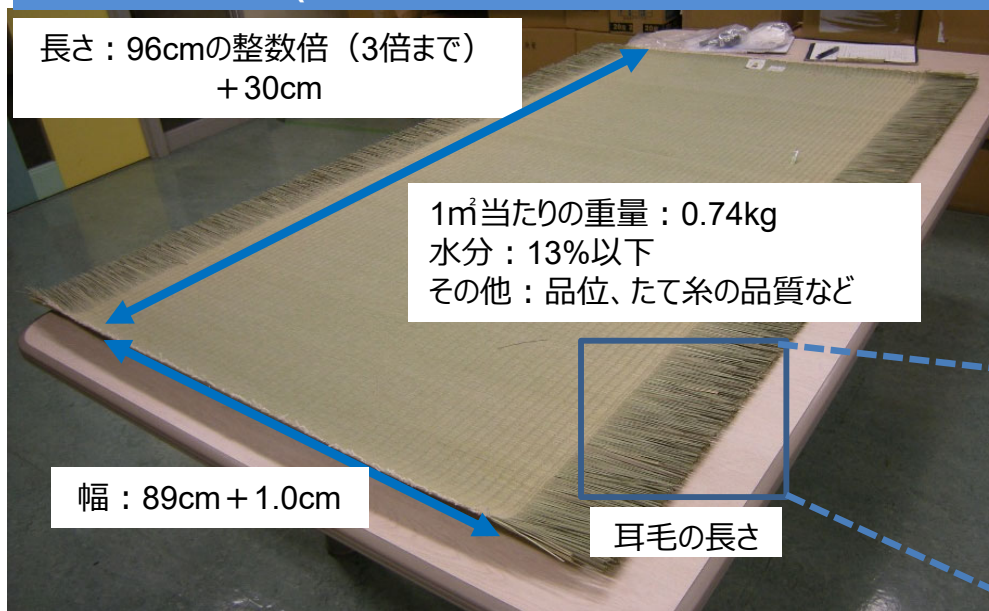
（２） 畳表の日本農林規格の改正案



畳表の日本農林規格について

- 畳表は、いぐさを緯とし、糸を経として製織したもので、畳床の表に貼り付けられるもの
- 畳表JASは、畳の寸法に合わせて裁断した一枚物の品質について規定
- 畳表の国内生産数量及び中国からの輸入量ともに減少傾向であり、JASの格付数量も微減傾向であるが、公共工事(県営住宅等への使用)の調達基準にJASが利用されているため、今後もJAS格付品の一定の需要が想定
- 当該JASで規定されている項目及びその水準は、JAS認証取得の有無にかかわらず、事業者の製造基準として活用されているほか、販売先との取引基準としても活用されており、製品の品質の改善、生産、販売の合理化及び取引の円滑化に寄与していると判断できるため、今後も平準化を目的としたJASとしての役割が発揮されるものと思料
- 見直しの結果、規格の内容は現行どおりとし、JASの国際規格との連動性、規格の検索性・利便性向上のため、他のJASと同様にISOの様式作成の手引きを考慮して作成されたJIS Z 8301に従い様式を改正

畳表JASで規定されている主な基準 (例：3種2等綿糸単芯)



畳表の生産状況

生産の状況	R1	R2	R3
国内供給量※（万枚）	1,320	1,166	898
格付数量（万枚）	146	127	128
格付率（%）	11.0	10.8	14.2

※国内供給量：国内生産数量¹⁾ + 輸入量²⁾ 1)協議会調べ 2)貿易統計より

つき出し
4.0cm以上

うら毛
7.0cm以上

（３）生産情報公表養殖魚の日本農林規格 の改正案



生産情報公表養殖魚の日本農林規格について



- 生産情報公表養殖魚JASは、養殖魚の生産情報（誰が、どこで、どのように生産したか）を消費者に提供する仕組みとして、養殖魚の生産情報を記録するとともに、その記録を保管し、事実に基づいて公表していることを規定
- 見直しの結果、当該JASを利用する生産者にとってより分かりやすい規格とするために、公表や表示の方法を例示するなどの改正
- 当該JASで規定されている生産の方法の基準は、農林物資に関する一般消費者の合理的な選択の機会の拡大に寄与していると判断できることから、今後も特色のあるJASとしての役割が発揮されるものと思料
- JASの国際規格との連動性、規格の検索性・利便性向上のため、他のJASと同様にISOの様式作成の手引きを考慮して作成されたJIS Z 8301に従い様式を改正

規格の内容

生産情報公表養殖魚JASで規定されている生産情報

- a) 養殖業者の氏名又は名称、住所及び連絡先
- b) 養殖場の所在地
- c) 養殖魚の水揚げの年月日
- d) 種苗の種類
- e) 種苗が漁獲された年月日及び場所（天然種苗である場合に限る。）
- f) 飼料の名称及び当該飼料の製造業者の氏名又は名称
- g) 動物用医薬品の薬効別分類及び名称
- h) 漁網防汚剤の名称

生産情報公表養殖魚JASの格付数量（単位：t）

	H30年度	R1年度	R2年度
合計	855	782	846
マダイ	14	14	8
アユ	458	469	556
ウナギ	384	300	281

改正の概要

改正箇所	改正点
4 生産の方法	<u>公表の方法を例示</u> するとともに、 <u>組合せによる公表</u> が可能である旨を明記
5.2表示の方法	生産情報を入手するために必要な連絡先として例示されているファックス番号、ホームページアドレスに加えて、 <u>電話番号</u> を明記
5.2表示の方法	<u>生産情報を入手するために必要な連絡先を記載する方法を例示</u> するとともに、文字以外に <u>二次元コード</u> も可能である旨を明記